

東日本大震災による建築被害等への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による建築被害を踏まえた建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、国の委員会による現地調査に基づく被害状況の分析、関連の技術的検討等を推進し、検討成果を23年夏頃にとりまとめ、情報提供等を通じ関係対策を推進する。

東日本大震災による建築被害状況の現地調査等の実施

- 国土技術政策総合研究所に設置した建築構造基準委員会[委員長:東京大学久保教授]において東日本大震災による建築被害状況等の現地調査を実施(4月21～22日)し、関連調査等を含めたデータ等を分析し、23年夏頃までに報告をとりまとめる

建築被害を踏まえた建築物の安全確保に向けた技術検討の推進

- 以下の技術的検討を行い、指針等を整備
 - ・ 津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討
 - 津波に対し構造安全性等が確保される建築物の要件
 - 津波危険地域における避難安全確保対策
 - ・ 地震被害を踏まえた非構造部材の基準の整備に資する検討
- 実施主体は公募し、建築基準整備促進事業(補助事業)により支援(23年7月までに中間的成果を国に報告)

検討
成果

検討成果(※)に基づく対策

- 津波危険地域を有する公共団体における災害危険区域の指定及び当該区域内における安全対策のための建築制限の導入
- 津波危険地域における避難・誘導體制の整備
- 指針等に基づく津波に対し安全な建築物の整備の推進
- 指針等に基づく非構造部材に係る安全対策の推進 等

(※) 23年夏頃に技術的資料としてとりまとめ、国より公共団体等に情報提供

※長周期地震動対策は別途検討。また、液状化対策については本省に検討会議が設置されている。